



乳幼児突然死症候群(SIDS) をご存じですか

乳幼児突然死症候群とは、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡する病気です。生後2～6カ月の赤ちゃんに多く、日本では約6～7千人に1人がこの病気で亡くなっていると推定されています。

その原因はまだ分かっていませんが、次の3つの点に気を付けることで、発症の可能性を低くできることが研究で明らかになってきています。

- ①赤ちゃんを寝かせるときは、あおむけ寝にする
- ②妊娠中や赤ちゃんの周りで、たばこを吸わない
- ③できるだけ母乳で育てる

▼母子保健に関する相談は…

健康増進課母子保健係 内線 3178・3179

11月は
「乳幼児突然死症候群対策強化月間」です

成人歯科検診を受けましょう!!

本年度40歳になる人を対象に成人歯科検診を実施しています。検診は12月28日(火)で終了しますので、まだ受けていない人はこの機会にお口の健康状態をチェックしましょう。

▼受診方法…事前に市内の希望する歯科医院に予約し、受診してください

▼検診料…無料

対象者には5月末に検診通知書を送付しましたが、通知書が届かなかった人や通知書をなくした人は、連絡をしていただければ再送付します。また、検診通知書は各歯科医院にも置いています。

▼問い合わせ…健康増進課健康係 内線 3172

広げよう「噛む」から
始まる健康づくり



乳がん・子宮頸がん検診を受けましたか

本年度の乳がん・子宮頸がん検診の終了日が近づいています。まだ受診していない人は、早めに受診しましょう。乳がん検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上の女性が対象です。検診は2年ごとで本年度は和暦で偶数年(平成生まれは奇数年)生まれの人が受診できます。今回受診しないと次回は2年後となりますので、ご注意ください。

また、無料クーポン券が届いた人や初めて受診対象となる人は、無料で受けられるのは今年限りですので、この機会に受診しましょう。

今後の日程は次の通りです。

| 月日 | 会場 | 乳がん・個別健診 | 乳がん・集団検診、子宮頸がん検診 |
|-----------|-------------|----------|------------------|
| 10月23日(土) | 健康管理センター附属館 | ○ | △ |
| 11月15日(月) | 健康管理センター附属館 | ○ | ○ |
| 11月16日(火) | 健康管理センター附属館 | ○ | ○ |
| 11月17日(水) | 江釣子保健センター | ○ | ○ |
| 11月18日(木) | 健康管理センター附属館 | ○ | ○ |
| 11月20日(土) | 健康管理センター附属館 | ○ | △ |
| 11月29日(月) | 健康管理センター附属館 | ○ | ○ |

▼受付時間

◇乳がん検診

・個別検診(写真を撮影して医療機関で診察を受ける人)

…午前9時～10時30分

・集団検診(検診会場で診察を受ける人)

…正午～午後1時

◇子宮頸がん検診

…正午～午後2時

このほかに医療機関で受けられる個別検診もあります(12月11日まで)。

※日によって大変混雑する場合がありますので、時間には余裕を持っていらしてください。

※通知書をなくした人や新たに受診を希望する人は、ご連絡ください。

▼問い合わせ…健康増進課健康係 内線 3174

10月は「乳がん月間」、
11月は「子宮頸がん月間」です


休日当番医(9:00~17:00)

| とき | 内科系 | 外科系 |
|--------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 10/24 (日) | 黄木内科医院 上江釣子15-60-2 77-2211 | 齊藤整形外科 諏訪町2-6-41 65-3441 |
| 10/31 (日) | すがい胃腸科内科クリニック 上江釣子7-98-1 71-5577 | 佐藤外科医院 本通り1-6-21 65-3522 |
| 11/3 (水) | 根本小児科医院 芳町6-5 63-4687 | 大内整形外科医院 本通り4-12-10 63-7230 |
| 11/7 (日) | ちとせ医院 大通り2-1-22 63-3780 | 松浦脳神経外科 常盤台1-21-10 65-2332 |
| 11/14 (日) | 高橋医院 本通り3-2-46 64-4159 | ただ江釣子クリニック 上江釣子16-129-1 77-5656 |
| 11/21 (日) | 小豆嶋胃腸科内科クリニック 本通り4-13-6 65-6006 | 大野皮膚科医院 大曲町1-2 64-6003 |
| 11/23 (火) | いとう小児科クリニック さくら通り1-5-11 61-5155 | 安部医院 大通り1-11-23 64-2927 |
| 11/28 (日) | 及川放射線科内科医院 立花10-28-1 65-3811 | 斎藤医院 川岸3-21-38 64-0021 |

休日当番薬局(9:00~17:00)

| とき | 薬局 | 薬局 |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 10/24 (日) | フジ調剤薬局 上江釣子15-57-2 71-5505 | ファースト調剤薬局 諏訪町2-5-42 61-3023 |
| | 中央調剤薬局県立中部病院前 村崎野17-22-1 68-4976 | |
| 10/31 (日) | ウィル調剤薬局 上江釣子7-97-1 71-5533 | フォレスト薬局北上店 村崎野17-171 66-7121 |
| 11/3 (水) | ひまわり薬局 芳町7-20 63-6877 | さくら薬局北上村崎野店 村崎野17-170-2 81-4545 |
| 11/7 (日) | さくら調剤薬局 若宮町2-2-39 63-8822 | 常盤台薬局 常盤台1-22-21 61-2121 |
| | アイン薬局北上店 村崎野17-172-1 71-1780 | |
| 11/14 (日) | あさひ薬局北上店 花園町1-7-8 61-2838 | 中央調剤薬局県立中部病院前 村崎野17-22-1 68-4976 |
| 11/21 (日) | とちのき薬局 大通り3-8-12 61-3886 | フォレスト薬局北上店 村崎野17-171 66-7121 |
| 11/23 (火) | すくらむ薬局 さくら通り1-5-7 61-3388 | いずみ薬局 青柳町1-5-10 63-7353 |
| | さくら薬局北上村崎野店 村崎野17-170-2 81-4545 | |
| 11/28 (日) | さわやか薬局 立花10-48-7 65-5000 | はなぞの調剤薬局 花園町1-1-35 65-3361 |
| | アイン薬局北上店 村崎野17-172-1 71-1780 | |

日曜日当番整骨院(9:00~17:00) 休日当番歯科(9:00~12:00)

| とき | 施術所 | とき | 歯科 |
|--------------|-------------------------------|---|--------------------------------|
| 10/24 (日) | 斎藤整骨院 大曲町8-27 65-4531 | 11/21 (日) | 六本木歯科医院 さくら通り3-1-23 64-6489 |
| 10/31 (日) | 大河原整骨院 本通り3-1-26 65-0104 | ※3週目以外の日曜日には開院 している歯科があります。 | |
| 11/7 (日) | 土川整骨院 上江釣子19-61 77-3239 |  | |
| 11/14 (日) | きくち整骨院 村崎野24-20-16 66-5321 | | |
| 11/21 (日) | 大和接骨院 常盤台1-20-1 63-8611 | | |
| 11/28 (日) | 佐藤整骨院 大通り1-6-8 63-3725 | | |

※休日当番医などは変更になることがあります。あらかじめ電話で確認の上、保険証をお持ちください。

日本脳炎予防接種について

◆これまでの経過

日本脳炎予防接種はワクチンの副反応の問題で、平成17年5月30日から積極的な接種の勧奨が差し控えられていたため、市も個別通知を控えていました。21年6月から新たに開発されたワクチンの使用が始まり、今年の4月からは新たに3歳になる人へ第1期初回の個別通知を再開しました。

◆第1期の接種機会を逃した人、個別通知がされていない人への対応

第1期に行う3回の接種が完了していない人で次に該当する接種を希望する人は、残り回数を無料(法定接種)で接種できるようになりました。

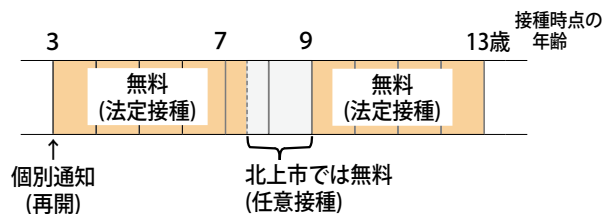
- ①接種日に満7歳6カ月未満の人
- ②接種日に満9歳以上満13歳未満

市は①②に該当しない満7歳6カ月以上満9歳未満で接種を希望する人にも全額無料で接種を行います(任意接種)。

※13歳未満の人で、積極的な接種の勧奨が差し控え(17年5月30日)の時点で7歳6カ月になっていた人(9年11月30日までに生まれた人)は除きます。
 ※任意接種のため、予防接種事故が起きても予防接種法による救済制度は適用されません(医薬品の救済制度は適用)。

ワクチンの供給量が十分でないため、希望する人への対応となりますので個別通知は行いません。

こういった点をご理解いただき、接種を希望する場合は通知書を発行しますので、ご連絡ください。



◆第2期(満9歳以上満13歳未満の人)の接種を逃した人への対応

第2期の接種は、国の対応が決まり次第、市の対応も決定します。ただし、すでに第1期の3回の接種が完了している満9歳以上満13歳未満の人で接種を希望する場合は通知書を発行しますので、ご連絡ください。

▼問い合わせ…健康増進課健康係 内線3174